

戸籍謄抄本等の郵便請求用紙

令和 年 月 日

請求者	住所	郵便番号 〒		
	氏名	(印)	※電話(日中連絡がつくもの)	
必要な方の	本籍	鳥取県東伯郡三朝町		番地
	筆頭者	抄本のときは ほしい人の名前		
必要な証明	戸籍(謄・抄)本	1通	450円	通
	住民票の写し	1通	300円	通
	除籍(謄・抄)本	1通	750円	通
	身分証明書	1通	300円	通
	改製原戸籍(謄・抄)	1通	750円	通
	住民票記載事項	1通	300円	通
	戸籍の附票(謄・抄)本	1通	300円	通
どのような証明が必要かお書きください。(例:〇〇の出生から死亡までの戸籍、××の現在戸籍等)				
証明を受ける人と請求者の関係				
請求理由 (具体的に記入)		使用目的: 提出先:		
戸籍届出		2週間以内に戸籍届出をされた方は「いつ」「どのような届出」をされたか下にお書きください。		

郵便請求のご案内

- ① 手数料は定額小為替(郵便局で購入できます)を同封して下さい。
- ② 本人確認のできる書類(氏名・住所の明記されている、運転免許証、健康保険証などの写し)を同封してください。
- ③ 返信用封筒に宛名を記入し84円分の切手を貼って同封してください。(請求される通数が増えますと料金がかかります。その場合には余分に切手を入れて下さい。) 送付先は、請求者の住民登録地に限ります。
- ④ 上記①～③を同封し、戸籍請求は本籍地、住民票請求は住所地の市区町村に送付してください。住民票等(住民票、住民票記載事項証明書、身分証明書)の証明書発行手数料は自治体によって異なりますので、請求先の自治体にお問い合わせください。
- ⑤ 通常、返送までに1週間程度かかります。状況により日数は前後しますが、お急ぎの方は速達にてご請求ください。

注意事項

- ・ 筆頭者は、主に夫婦の名字が変わらなかった方になりますが、特別の事由により異なる場合もあります。
- ・ 謄本とは、その戸籍(夫婦とその子供)の全部を写したもの、抄本とはその戸籍の一部(1人等)を写したものです。上記必要な証明の(謄・抄)のどちらか選び、○で囲んでください。
- ・ 本人以外が請求される場合、「続柄が確認できる戸籍」、「契約書の写し」等が必要になる場合があります。
- ・ 定額小為替はできるだけご請求分のみ同封してください。所定の金額を超えて同封された場合、定額小為替での返金が困難になり、端数は切手にてお返しする場合があります。予めご了承ください。
- ・ ご不明な点や請求に関するご相談等は、事前に下記担当課へお問い合わせください。

(問合せ先) 〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999-2

三朝町役場 町民課 (tel)(直通)0858-43-3505